

女性の就農環境 改善事業



女性が働きやすい就農環境を確保するための設備導入と新たな取組みに対する支援を行います！

設備導入支援

以下の設備を導入する際の費用を支援します。

- ・トイレ ※裏面参照
- ・シャワー室
- ・更衣室
- ・休憩スペース
- ・アシストスーツ

プレハブの購入や
リースが対象です。



◎ 助成内容

補助率：**1/2以内**、補助上限額：**50万円/設備**

※1経営体につき、複数年通算で2設備まで申請可

◎ 補助対象者

購入：農業を営む個人または法人で以下のすべてを満たす者

- ・認定農業者または認定新規就農者であること
- ・女性農業者または構成員に女性農業者がいること、もしくは女性農業者を雇用していること（パート、アルバイトを含む）

リース：上記の購入対象者の要件を満たす者にリースを行うリース業者

取組支援

女性農業者や農業に興味のある女性を対象とした研修会やイベントの開催など女性活躍のための新たな取組みを行う際の費用を支援します。

◎ 助成内容

補助率：**1/2以内**、補助上限額：**25万円**

◎ 補助対象者

- ①設備導入支援の購入対象者
- ②設備導入支援の購入対象者が属する団体
- ③農業協同組合



詳細は市HPへ

活用をご希望の方は、各区農政担当課にお問い合わせください。

※東区・中央区の方は江南区へ

－ 事前にご確認ください －

農作業のために必要な仮設トイレや休憩室などのプレハブ建物を設置する場合には、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、建築基準法による手続きが必要な場合があります。設備を導入する前に手続きの要否を必ず確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

1. 農地上に設置する場合の留意点について

以下の場合には、農業振興地域の整備に関する法律による手続きは不要ですが、農地法による転用の届出が必要となります。

2アール未満の「仮設トイレ」で以下のいずれの状況も満たす場合

- ・ 構造上基礎がない
- ・ 汲取り式

< 手続き窓口 >

農業振興地域：農林政策課農地政策室
転用許可：該当区の農業委員会

2. 建築基準法の建築確認について

容易に移動できる「仮設トイレ」の設置については、建築確認は不要です。その他の場合は手続きが必要です。



詳細はこちらから

－ 快適トイレについて －

本事業における補助対象のトイレは、下記の「トイレに求める機能」を備えた「快適トイレ」を基本とします。

1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない流錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないこ
とを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えにくいような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鍵付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

